**ChatGPT等生成AI活用検討プロジェクトチーム設置要綱**

（趣旨）

第１条　ChatGPTに代表される生成AIについて、県行政における活用方針と具体的な活用策等を検討するため、ChatGPT等生成AI活用検討プロジェクトチーム（以下PTという。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　PTは、次の事項を検討する。

1. ChatGPT等生成AIの具体的な活用策

　 (ｱ) 行政運営の効率化に資する活用策

 (ｲ) 社会課題の解決に資する活用策

(ｳ) 住民サービスの向上に資する活用策

 (2) ChatGPT等生成AIの活用にあたって留意すべき課題への対応

　 (ｱ) 情報漏洩の恐れ

　 (ｲ) 個人情報収集や著作権侵害の恐れ

　 (ｳ) 正確性の欠如

　 (ｴ) その他

(3) 兵庫県行政における活用方針

(4) 市町との連携による広域的な対応

(5) 前各号に掲げるもののほか、ChatGPT等生成AIの活用に関すること

（組織）

第３条　PTは、別に定める構成員で組織する。

（会議の招集）

第４条　PTの会議は、情報政策課長が招集する。

（アドバイザー等）

第５条　情報政策課長は、外部の有識者に対し、アドバイザーとしてPTへの参加を求めることができる。

２　情報政策課長は、必要があると認めるときは、構成員及びアドバイザー以外の者にPTへの参加を求めることができる。

３　アドバイザー等が会議への出席そのほかPTの業務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

（オブザーバー）

第６条　情報政策課長は、別表に定める者のほか職員に対し、オブザーバーとしてPTへの参加を求めることができる。

２　オブザーバーは、PTの会議において意見を述べることができる。

（庶務）

第７条　PTの庶務は、情報政策課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、PTの運営に関して必要な事項は、情報政策課長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年５月15日から施行する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 職　名 |
| オブザーバー | 企画部長情報戦略監企画部次長総務部市町振興課長総務部法務文書課県民情報官企画部デジタル改革課長財務部県政改革課長産業労働部新産業課長 |